

平成 2 3 年 6 月 1 日

入札参加資格審査申請者 様

瀬戸内市長 武久 顕也

入札制度について(お知らせ)

平素は瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

瀬戸内市では、平成 2 3 年 6 月 1 日以降の入札から、入札制度を一部変更しましたのでお知らせ致します。

記

【設計金額税込 1, 0 0 0 万円未満の工事】

- ▽ 予定価格は入札前に公表します。
 - ▽ 入札回数は 1 回とします。
 - ▽ 予定価格を超える入札書は無効とします。
 - ▽ 最低制限価格未満の入札書は失格とします。
 - ▽ 落札者がいない場合は不調とします。
 - ▽ 最低制限価格は応札結果を発表した後、1 1 段階のくじにより決定します。
 - ▽ くじを引く者は最低価格の応札者とします。
- なお、くじを引く者が辞退した場合は、次の低価格者とします。

【設計金額税込 1, 0 0 0 万円以上の工事】

- ▽ 予定価格と最低制限価格は落札者決定後に公表します。
 - ▽ 入札回数は 3 回とします。
 - ▽ 予定価格を超える入札書は無効とします。
 - ▽ 最低制限価格未満の入札書は失格とします。
 - ▽ 落札者がいない場合は最低価格の応札者と随意契約の手続きをするか、または指名替えを行います。
 - ▽ 最低制限価格は応札結果を発表した後、1 1 段階のくじにより決定します。
 - ▽ くじを引く者は最低価格の応札者とします。
- なお、くじを引く者が辞退した場合は、次の低価格者とします。